

事業主側

工場主ハ本月一日渡辺興四郎ニ対シ誠意ナキモノトシテ解雇シ十四日令ノ解雇手當ハ九月三日ニ支拂ハスルヲ以テ受取ラレタキ旨ヲ速達郵便ニテ通告シ復職ノ要求ニ對シテハ断乎トシテ拒絶シ強硬ナル態度ヲ示セリ

労働者側

被解雇職工渡辺ハ復職ヲ要求シ致意拒絶セラル、場合ハ相當ノ解雇手當ヲ得ンモノト交渉中ナルカ、此ノ一般職工ニハ何等ノ動搖ナレ  
衣匠中(通)北候也

券秘第一八九六號

昭和四年九月十四日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官 吉田茂殿

埼玉縣知事 細川長平殿

合資會社 仲山製作所 勞働爭議ニ関スル件

(第二報)

14. 9. 17  
75号

要旨 (合資會社名ハ被解雇職工ニ同情シ九月要求書ヲ提出シテ爭議ニ参加シ十月急業ヲ決行セリ工場主ノ強硬ナル態度ト注意トシテ十月十日より急業ヲ中止シ平常通就業ニ抗爭中)